

人・農地プランについて

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第一項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成26年 5月 2日

和寒町長 奥 山 盛

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

和寒町一円

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年 4月30日

3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	7経営体
個人	160経営体

認定農業者	167経営体
その他の農業者	99経営体

- 担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

4. 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農業委員会及び農用地利用改善組合と協議のうえ、中心的経営体への農地の集積・集約化を図る。

5. 農用地の利用の効率化及び高度化の促進（農地流動化）のための農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者の意向に把握しながら、農業委員会と調整のうえ、農地中間管理機構の活用を図る。